

## 令和3年度国土調査の指定について

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、令和3年4月1日付けで国土調査として次のとおり指定したので、同条第5項の規定により公表する。

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
木更津市	木更津市久津間、江川、曾根、牛袋野、真里、下内橋、茅野、真里谷、下郡の各一部の区域	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
富津市	富津市富津の一部の区域	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
南房総市	南房総市岩糸及び西原の全部の区域並びに沓見の一部の区域	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで